

令和2年11月25日

第5回村上市農業委員会会議録

第5回村上市農業委員会定例会を令和2年11月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	3番	遠藤俊樹
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番	板垣栄一	4番	本間裕一
11番	斎藤博	15番	佐藤裕介

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川良和君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第5回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号2番、板垣栄一委員、議席番号4番、本間

裕一委員、議席番号11番、斎藤博委員、議席番号15番、佐藤裕介委員の4名の方から欠席の報告をいただいております。よって、出席委員16名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の定例総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の皆様からもご出席をいただいております。推進委員の方は、議席番号4番、高橋大亮委員、議席番号10番、河面和芳委員、14番、本間文春委員、17番、木村賢次委員、18番、本間賢二委員の5名の方から欠席の報告をいただいております。よって、出席は14名でございます。

それでは、初めに会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第5回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員については、議席番号8番、遠山久夫委員、議席番号9番、本間サヨ子委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 続いて、日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について、事務局から説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用についてです。

初めに、ここで訂正をさせていただきます。これまで4、1、8の届出とっておりました届出につきましては、令和元年11月1日施行の農地法の改正により、農地法第4条の1項については農地中間管理事業に関する1号が追加されたため1号繰り下がり、9号になるものです。ここで訂正させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明いたします。今回の案件は、報告は1件となっております。番号1番、申請人、村上市牧目\_\_番地、\_\_\_\_、転用の面積171平米、転用の目的は農業用施設用地（農機具置場）、備考といたしまして、申請者は3.3ヘクタールの農業経営を営んでおります。今回は農機具置場の建設を計画したものです。農機具置場1棟、建築面積81平米です。

次に、2ページ、場所の説明をいたします。神林松喜和地内、地図の中央を南北に国道345号線が走っており、すぐその左手、四角く囲んだ場所が今回の申請地になっております。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようですので、報告第1号については終わり、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、3ページ、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今回の案件は2件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市山屋\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地、山屋字水口沢\_\_番\_\_ほか3筆、合計4筆、合計面積1,581平米、申請事由として申請地は約40年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、村上市大場沢\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大場沢字寺沢\_\_番\_\_ほか3筆、合計4筆、合計面積2,173平米、申請事由として申請地は約70年前から耕作しておらず、寺沢は原野化し、金堀沢は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をします。番号1番については、神林地区山屋地内です。地図、小さく4か所太く囲んだ場所が今回の申請場所になっております。

次に、番号2番について。朝日地区大場沢地内です。地図左上方向に大場沢集落があり、ちょうど地図の中央付近、太く囲んだ4筆が今回の申請場所です。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようですので、日程4の報告は以上といたします。

日程5。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、6ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は全部で8件、農業者年金に関する使用貸借2件、遺贈案件1件、売買案件が5件となります。氏名及び契約の種別のみ読み上げさせていただきます。

それでは、番号1番、貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、契約の種別、使用貸借、期間、10年間、こちらが農業者年金受給に関する再設定でございます。

番号2番につきましても同じく農業者年金受給に関する使用貸借となります。

それでは、番号3番、遺贈案件になります。申請人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、契約の種別、贈与（遺贈）、今回遺言によりお孫さんへ財産の一部を遺贈するものであります。今回その一部に農地が含まれており、3条許可が必要になったものでございます。

それでは、番号4番からは売買の案件となります。番号4番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_

ほか1名、契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円。

続きまして、番号6番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円でございます。

めくっていただきまして、番号の7番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、契約の種別、所有権の移転、売買でございます。対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円でございます。

番号8番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、契約の種別、所有権の移転、売買、対価\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円でございます。

それでは、場所の説明をいたします。9ページと10ページを御覧ください。殿岡地内ですが、9ページ、10ページ、太く囲んだ地内が番号3番の該当の筆となります。

続いて、11ページを御覧ください。太く囲った箇所が番号4番の該当の箇所になります。

続きまして、12ページ御覧ください。細長いちょっと線のような箇所があるのですが、この細い筆が番号5番の該当の箇所になります。右下のほうといいまじょうか。

続いて、13ページです。太く囲った場所が番号6番の該当の箇所になります。

続いて、14ページを御覧ください。14ページ、中央左側、太く囲った箇所が番号7番の該当の箇所になります。

続きまして、15ページ、中央付近太く囲った箇所が番号8番の該当箇所になります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した8件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 議案第1号につき質疑に入ります。

推進委員3番、齋藤委員。

○推進委員3番（齋藤裕助君） 推進委員の齋藤です。番号3ですけども、ちょっと聞かせてほしいのですけれども、\_\_\_\_\_さんがお亡くなりになって\_\_\_\_\_さん、お孫さんに遺言で遺贈したわけですけども、この備考の遺言執行者の意味を教えてくださいませんか。この\_\_\_\_\_さんは、たしかお嬢さん取ったはずですけども、執行者の意味を教えてください。

○事務局副参事（小田雄介君） 遺言執行者の関係ですけども、こちら公証人役場のほうにお亡くなる前に\_\_\_\_\_さんが遺言のほうを書いていると思うのですが、そこでこの方を指名していると、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_さんを指名しております。

○推進委員3番（齋藤裕助君） その人は、\_\_\_\_\_さんのお嬢さんではないのですか。

○事務局副参事（小田雄介君） ではないです。\_\_\_\_\_さんのおじさんに当たる方だそうです。

- 推進委員 3 番（齋藤裕助君） この人に任せる、執行してもいいと家族が認めれば……
- 事務局副参事（小田雄介君） 遺言執行者ですので、そのとおりでございます。この方が遺言を執行する方です。
- 推進委員 3 番（齋藤裕助君） 分かりました。
- 議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。  
（発言する者なし）
- 議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第 1 号については許可することに決定してもよろしいでしょうか。  
（異議なしの声多数）
- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。  
次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議題といたします。  
事務局、説明してください。
- 事務局次長（大西恵子君） それでは、16 ページ、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。今回は 1 件の案件です。  
申請人、村上市猿沢\_\_番地、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、猿沢字トメキ\_\_番\_\_、地目、畑ほか 4 筆、合計 5 筆、合計面積 688 平米、転用の目的として農作業場、備考といたしまして、申請者は作業の利便性等から申請地に農作業場を建築するため、転用申請するものです。  
なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農作業場を設置するものです。農作業場 1 棟、建築面積 189.43 平米です。  
場所の説明をします。隣、17 ページ、地図中央付近、南北に国道 7 号線が走っており、ちょうど真ん中付近に太く囲んだ 5 筆が今回の申請場所です。  
場所の説明は以上です。
- 議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。  
5 番、佐藤委員。
- 5 番（佐藤健吉君） それでは、農地法第 4 条の現地を確認しましたので、報告させていただきます。  
当朝日地区では 11 月 13 日に、今申請のありました農地法 4 条の件について現地を確認いたしました。当日は 1 時半に朝日支所の会議室に集合して、農業委員 6 名、最適化推進委員 5 名、事務局からは大西次長、園部係長、朝日支所の産業建設課の小池室長が出席して、申請の内容を事務局から説明を受けました。その後猿沢地内の現場に移動し、申請者の\_\_\_\_さん立会いの下で申請内容

を確認いたしました。

現在の申請人の\_\_\_\_さんの作業場が集落の住宅内に囲まれたということで、このたび利便性と、いろいろ他のことも考えて転用して、ここに作業場を建築するというものでございます。地図を見ていただくと分かる通り、申請地は一方は国道7号に面して、残りの2方向については市道に囲まれた三角形の土地です。隣接する農地等はございません。国道からの高さが非常にあって、その辺内容聞いたのですが、150センチ、1メートル50ぐらいの盛土して、周囲は擁壁を設置しますということでございます。取水については井戸水、生活雑排水、汚水排水は該当なく、雨水の排水については国道側に既設の道路側溝があるので、そこへ排水をするという計画であります。乾燥機から出るごみは、建物の後方、東側に置いて、周囲に影響を及ぼさないようにする計画ということでございます。よって、朝日地区の委員全員で許可すべきものと判断いたしましたので、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、18ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は5件の案件です。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市小国町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、村上市平林\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の転用面積、緑町\_\_\_\_番\_\_ほか1筆、合計2筆、合計面積2,386平米、転用目的、商業用地造成、備考といたしまして申請者は申請地を商業施設用地として造成するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでいます。

次に、番号2番、譲渡人、村上市四日市\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市山辺里\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、四日市字クネツマ\_\_番\_\_、面積330平米、転用の目的、住宅建築敷地、備考といたしまして申請者は市内のアパートに住んでおりますが、このたび利便性等を考え、申請地に住宅を建築するため、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積63.79平米です。

次に、番号3番、譲渡人、村上市四日市\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市小須戸\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、四日市字クネツマ\_\_番\_\_、面積341平米、転用の目的として住宅建築敷地、備考といたしまして申請者は現在の住居が手狭なため、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え、申請地に転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積69.14平米です。

次に、番号4番、譲渡人、村上市下相川\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市勝木\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下相川字長割\_\_番\_\_、面積457平米、転用の目的、建築条件つき売買予定地、備考としまして申請者は建築条件つき売買予定地として造成するため、転用申請するものです。なお、申請地のおおむね300メートル以内の区域に高速道路のインターチェンジがある。宅地分譲敷地1区画、全体面積457平米です。

最後に、番号5番、譲渡人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番\_\_、面積175平米、転用の目的、住宅建築敷地、備考としまして申請者は市内のアパートに住んでおりますが、このたび利便性等を考え、申請地に住宅を建築するため転用申請するものです。なお、申請地は都市計画法に基づく用途地域内（第1種住居地域）の農地で、周囲は宅地化が進んでおります。木造二階建て1棟、建築面積88.24平米、カーポート1棟、28.82平米です。

場所の説明をいたします。初めに、番号1番、村上地区緑町\_\_\_\_地区内、地図の右方向を南北にJR羽越線村上駅があり、その左手方向に太く囲んだ2筆が今回の申請場所です。

次に、番号2番と番号3番についてです。四日市地内の地図の左手方向に太く囲んだ2筆が今回の2番と3番の申請場所になります。

次に、番号4番についてです。地図の中央、南北に高速道路が走っており、村上山辺里インターがあり、その右手方向に太く囲んだ場所が今回の申請場所です。

最後に、番号5番についてです。地図の中央付近、東西に国道113号線が走っており、ちょうどその上方向に太く囲んだ場所が今回の申請場所です。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番と4番について報告をお願いします。

18番、大野委員。

○18番（大野 章君） 18番、大野です。議案第3号の1番、4番について現地調査の報告を行います。

11月11日午前9時、現地集合により農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局、大西次長とで調査を行いました。まず、1番ですが、現地で大西次長から概要の説明を受けた後、\_\_\_\_\_

の立会いにより調査を行いました。譲受人は、申請地を造成して宅地にするとともに、隣地上の既存の店舗を解体、撤去して、同地を整地した上でこれらの土地全体を薬局及びコインオペレーションクリーニング営業施設、コインランドリーの店舗用地として他者に賃貸するものです。図面上の\_\_\_\_\_という申請地の左側のほうに既存の店舗の用地があるのですが、それを一体で整備するということであります。河川との境界付近の傾斜地にはL字擁壁を設置して、土留めを行う。汚水は公共下水道へ入っています。雨水は敷地内に設置する集水枡を経由して、河川、または道路側溝に排出します。申請地は、第1種住宅地域内にあり、周囲には今村上病院も建設されましたが、宅地化が進んでおり、農地もないことから、出席者全員許可すべきであろうとの意見でありました。ご審議をお願いいたします。

続きまして、4番についてですが、1番の後、2番、3番の調査をした後に4番の現地に移動しまして、大西次長から概要の説明を受けた後に\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の立会いにより調査を行いました。申請地は宅地化が進んだ地域にあり、申請者は建築条件つき売買予定地として造成するため転用を申請するものです。擁壁設置により盛土を行います。取水は上水道、汚水処理は公共下水道に排水するという事です。雨水は自然流下とのことでしたが、地元地区の委員の方から隣接する農地はないのですが、農道を挟んだ農業用の排水路に雨水が流れ込むおそれがあるのではないかというような指摘もありまして、関係する地区や土地改良区の承諾も取ってもらいたいとの意見が出されました。なお、11月の20日付で改良区からの承諾書は事務局に提出されているとのことあります。土地利用計画図等添付されており、事業実施後に住宅建築が確実であろうと認められることから、出席者全員許可すべきであろうとの意見でありました。ご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号2番、3番について現地調査の報告をお願いいたします。

村山委員。

○19番（村山美恵子君） 19番、村山です。先ほど1番の案件に続きまして、第3号、2番の四日市の案件につき、11月11日の午前中に農業委員4名、推進委員3名、大西次長、それから\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_で現地調査をいたしました。

申請者の\_\_\_\_\_さんは、現在山辺里地区のアパートで生活しておりますが、住宅建築する土地を求めており、今回譲渡人の\_\_\_\_\_さん所有の土地を購入し、住宅建築を計画いたしました。現地は、譲渡人の\_\_\_\_\_さん所有の土地で、周りの畑も\_\_\_\_\_さんの所有地です。申請地の畑を20から30センチ盛土をいたしまして、後ろのほうの畑との境はのり面とする予定です。排水は公共下水道、雨水は自然流下です。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。出席者全員で許可すべきものいたしました。

それから、次は3番の\_\_\_\_\_さんの案件ですけど、これも今説明いたしました\_\_\_\_\_さんの隣り合わせの土地になっていまして、同じメンバーで現地調査を続けて行いました。申請者の\_\_\_\_\_さんは、現在住居手狭なため、利便性などを考え、このたび申請地に住宅建築を計画いたして、転



用許可をお願いするものです。申請地の土地を隣と同じく20から30センチ盛土をしまして、隣地との境はのり面といたします。排水は公共下水道、雨水は自然流下です。なお、申請地は先ほど申しましたように農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。出席者全員で許可すべきものとししました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、次に議案番号5番について現地調査の報告をお願いいたします。  
推進委員7番、渡邊委員。

○推進委員7番（渡邊一男君） 5番について報告させていただきます。

11月6日午後1時半から荒川支所の会議室におきまして、農業委員、それから推進委員、それから事務局の方々それぞれ各3名に出席をいただきまして、事務局から内容について説明を受けました。その後現場に移動いたしまして、\_\_\_\_\_さんの立会いの下、申請内容について現地の確認を行いました。

申請地は、坂町地内の国道113号線から市道に入ったすぐのところでありまして、都市計画法の用途区域内の土地であります。周囲は宅地化が進んでいるところでございます。隣接する農地の所有者からも同意がありますし、また水道は上水道、汚水排水及び生活雑排水等につきましては公共下水道へ排出する計画でございますし、雨水につきましては道路側溝へ排出する予定であります。このことから、荒川地区としては許可すべきものと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告のあった議案第3号について質疑に入ります。  
1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部ですが、ちょっと説明の中になかったのですが、単価といたしまししょうか、売買価格一切触れておりませんし、坪でも結構ですし、10アールでも結構ですが、教えてください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、今ご指摘のありました農地法第5条の許可申請についての案件について、こちらのほうで述べておりませんでした、ご報告させていただきます。

番号1番については10アール当たり\_\_\_\_\_円、番号2番については10アール当たり\_\_\_\_\_円、番号3番については\_\_\_\_\_円、番号4番については10アール当たり\_\_\_\_\_円、最後に番号5番については10アール当たり\_\_\_\_\_円。

以上です。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○1番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ほかにないようでありますので、議案第3号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(小田雄介君) それでは、25ページからになります。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は使用貸借3件、賃貸借の設定が119件、所有権移転の売買が3件、合わせて125件の案件となります。

初めに、使用貸借です。番号1番、貸人、松山\_\_番地、\_\_\_\_、借人、長井町\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、松山字下端\_\_番\_\_、現況地目、畑、地積602平米ほか8筆、合わせて12,354平米でございます。利用権等の種別、使用貸借の設定、期間15年間、無償、新規の設定となります。

3番までが使用貸借の案件となります。

続いて、4番からが賃貸借権の設定でございます。番号4番、貸人、岩船三日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、借人、岩船三日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、岩船字十町歩\_\_番\_\_、現況地目、田、地積1,259平米ほか6筆、合わせて25,630平米でございます。利用権の種別、賃貸借権の設定、期間10年間、借賃、10アール当たり\_\_\_\_円、借人は認定農業者で再設定になります。

以下、122番の案件までが利用権の設定でございます。

めくっていただきまして、56ページを御覧ください。所有権移転の案件でございます。56ページ、番号123番、譲渡人、宿田\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、松山\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、七湊字蛭田\_\_番\_\_、現況地目、田、地積57平米ほか9筆、七湊字堂ヶ沢\_\_番\_\_、畑、地積163平米ほか2筆でございます。利用権等の種別は所有権の移転、売買、対価は\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円、譲受人は認定農業者でございます。

続きまして、番号124番、譲渡人、山居町\_\_丁目\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、四日市\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、四日市字池田\_\_番\_\_、現況地目、田、地積2,032平米ほか1筆、合わせて2,122平米、対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円、譲受人は認定農業者でございます。

番号125番、譲渡人、新潟市東区東明\_\_丁目\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、小川\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、十川字稻荷林\_\_番\_\_、現況地目、田、地積526平米ほか3筆、合わせて5,374平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円、譲受人は認定農業者でございます。

場所の説明をいたします。隣のページ、57ページを御覧ください。太く囲った場所が番号123番の案件の位置図になります。

ページをめくっていただきまして、番号124番ですが、事務局のほうで囲みをちょっと間違っておりまして、現在囲まれているところの左側の田んぼが今回の該当の案件の土地となります。修正をお願いいたします。

(ちょっと分かるように説明しての声あり)

○事務局副参事(小田雄介君) 58ページ、ただいま囲んでいる囲みがございまして、今回の案件の該当の筆は現在58ページで囲んであります囲みの左側の田んぼとなります。後で差し替えさせていただければと思います。すみません。

(何事か声あり)

○事務局副参事(小田雄介君) じゃ、すみません。じゃ、改めて説明させていただきます。

左側のほうに1筆動いて、少し線引かれているところから動いていただきまして、四角く囲んだ真ん中のところに今線あるかと思いますが、そこまでとなります。上のほうにちっちゃい三角ありますが、そちらのほうも今回の該当する筆という形になります。

(何事か声あり)

○事務局副参事(小田雄介君) 分からない。

(何事か声あり)

○事務局副参事(小田雄介君) そうですね。すみません。左側のほうに動く道路1本ありますが、その脇の田んぼは1枚空くような格好になります。そこから2枚が該当する筆になります。すみません。ちょっと間違っておりますので、改めて協議、連絡事項始まるまでに皆さんのほうにお配りしますので、すみません。お願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、もう一つ、59ページが番号125番の案件の位置図になります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) それでは、最初に議案番号4番について審議いたします。すみません。議案番号4番です。議席番号\_\_番、\_\_\_\_、議事に参与できないため、退席をお願いします。

(\_\_番 \_\_\_\_\_君退席)

○議長(石山 章君) それでは、議案番号4番につき審議いたします。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号4番、承認することに決定いたしました。

(\_\_番 \_\_\_\_\_君着席)

○議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、議案番号4番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号40番につき審議いたします。議席番号\_\_番、\_\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） 議案番号40番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号40番、承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） 議案番号40番につき、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号44番から47番、125番について審議いたします。議席番号\_\_番、\_\_\_\_\_、議事に参与できないため、退席をお願いします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） 議案番号44番から47番、125番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号44番から47番、125番につき承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、議案番号44番から47番、125番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号68番から92番までにつき審議いたします。議席番号\_\_番、\_\_\_\_\_、議席番号\_\_番、\_\_\_\_\_のお二方、議事に参与できないので、退席をお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君、\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ご意見、ご質問がないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号68番から92番までにつき承認することに決定いたしました。

(\_\_番 \_\_\_\_\_君、\_\_番 \_\_\_\_\_君着席)

○議長(石山 章君) \_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_, 68番から92番まで承認することに決定いたしました。

次に、106番につき審議いたします。\_\_番、\_\_\_\_\_, 関連議案ですので、参与できませんので、退席をお願いします。

(\_\_番 \_\_\_\_\_君退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号106番、承認することに決定いたしました。

(\_\_番 \_\_\_\_\_君着席)

○議長(石山 章君) \_\_\_\_\_、議案番号106番、承認することに決定いたしました。

ただいま承認をいただいた案件を除き、議案第4号につき質疑に入ります。

なお、推進委員の方で関連議案がありますが、議事参与規程に抵触しませんので、退席の必要はありません。

それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

その他について、議案として皆様方から何か。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) それでは、議事については以上といたします。

暫時10分間の休憩に入ります。

休憩 午後2時31分～午後2時43分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和2年11月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員